

平成 30 年度
財政健全化判断比率等の概要について

厚 木 市

健全化判断比率等の状況

比率の種類		厚木市の比率			早期健全化基準 ()は前年度	財政再生基準
		平成30年度 [A]	平成29年度 [B]	[A]-[B]		
健全化判断比率	実質赤字比率	▲ 5.78%	▲ 8.43%	2.65%	11.25% (11.34%)	20%
	連結実質赤字比率	▲ 7.72%	▲ 12.42%	4.70%	16.25% (16.34%)	30%
	実質公債費比率	2.4%	2.6%	▲ 0.2%	25.0%	35%
	将来負担比率	35.8%	48.8%	▲ 13.0%	350.0%	***
資金不足比率	病院事業	2.3%	▲ 3.9%	6.2%	(経営健全化基準)	
	公共下水道事業	▲ 11.1%	▲ 3.1%	▲ 8.0%	20.0%	

※ 黒字の比率及び超過の比率は負の数で表示しています。

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが**早期健全化基準以上である場合**には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければなりません。また、再生判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率)のいずれかが**財政再生基準以上である場合**には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければなりません。

●実質赤字比率

早期健全化基準については、地方債協議・許可制度における許可制移行基準(市町村(特別区を含む。以下同じ。))**2.5%～10%**、都道府県2.5%)と財政再生基準との中間の値をとり、市町村は財政規模に応じ**11.25～15%**とされています。財政再生基準については、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着していた旧再建法の起債制限の基準を用い、市町村は**20%**とされています。

●連結実質赤字比率

早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に、公営企業会計等における経営健全化の状況等を踏まえ**5%加算し**、市町村については**財政規模に応じ 16.25～20%**とされています。財政再生基準は、早期健全化基準と同様の観点から、実質赤字比率の財政再生基準に10%加算し、市町村は**30%**とされています。

●実質公債費比率

早期健全化基準については、市町村・都道府県とも、地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準であった**25%**とされています。財政再生基準は、市町村・都道府県とも、地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限される基準であった**35%**とされています。

●将来負担比率

早期健全化基準については、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村は**350%**とされています。なお、将来負担比率では、**財政再生基準は設けられていません**。

●公営企業ごとの資金不足比率

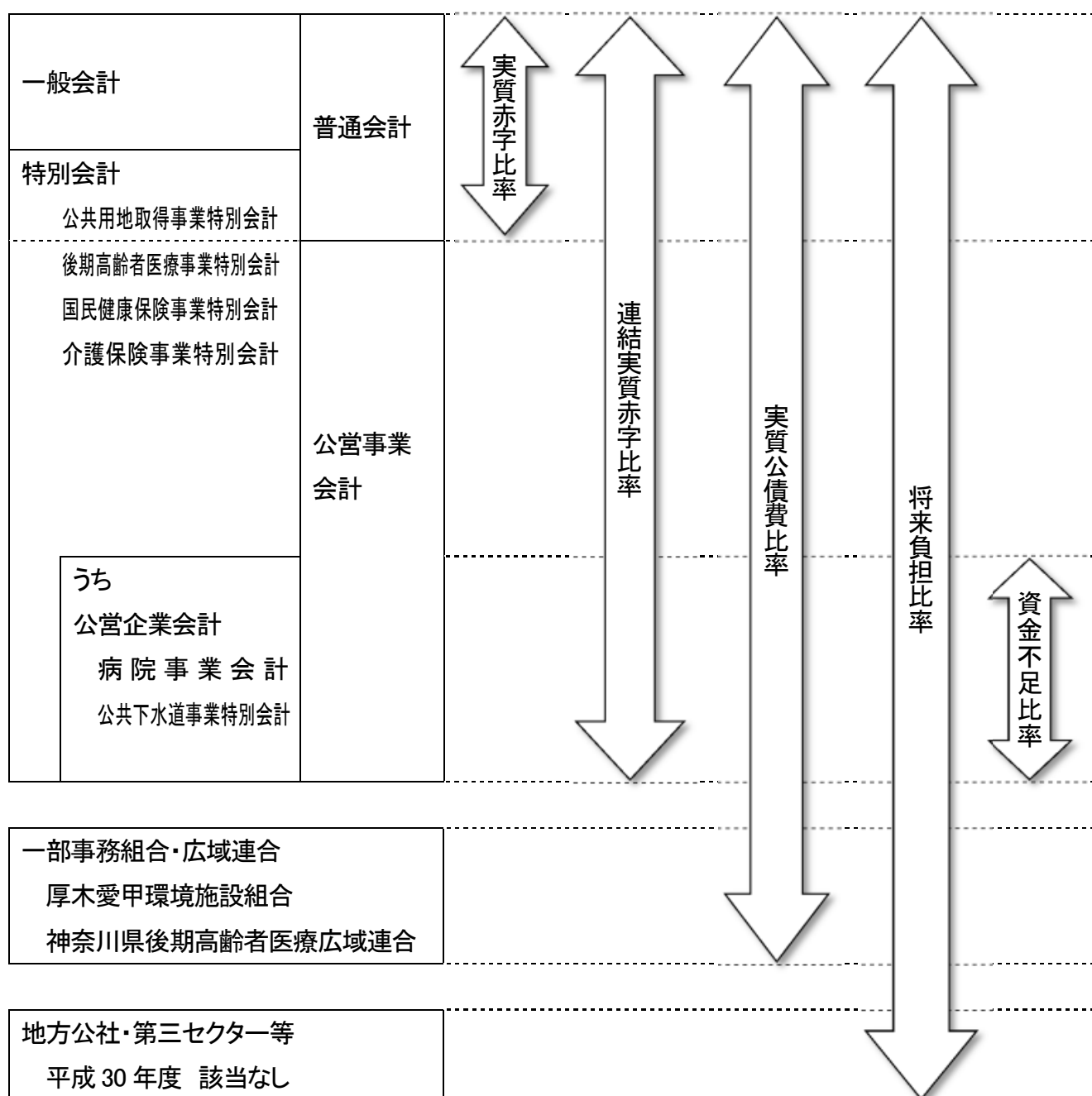
経営健全化基準(早期健全化基準に相当する基準)は、地方債協議・許可制度における許可制移行基準を勘案して**20%**とされています。**(営業収益／年の5%程度の合理化努力×4年のイメージ)**

法律の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき「健全化判断比率」(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標)及び公営企業ごとの「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられました。

平成20年度以降の決算に基づく「健全化判断比率」のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、「財政健全化計画」を定め、さらに、財政再生基準を超えると「財政再生計画」を定める必要があります。また、「資金不足比率」が経営健全化基準以上になった場合には、「経営健全化計画」を定める必要があり、これらの計画に基づき財政の健全化を図ることとされています。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率の対象とする会計等は、以下のとおりです。



健全化判断比率の概要

1 実質赤字比率

一般会計に公共用地取得事業特別会計を加えた普通会計に相当する会計について、赤字の程度を指標化したものです。

歳入が歳出に不足して赤字が生じることは望ましいことではありません。赤字が生じた場合は、歳出削減や歳入増加策などを講じて、早期に赤字を解消する必要があります。

本市の比率は、次のとおりです。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額(〇千円)}}{\text{標準財政規模(53,857,996 千円)}} \\ (\blacktriangle 5.78\%)$$

赤字がないため、比率を表すことはできません。なお、黒字比率は 5.78%です。

早期健全化基準: 11.25% 財政再生基準: 20.00%

※標準財政規模

その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示します。

なお、この法律において算出される各比率の算出にもちいる標準財政規模には、臨時財政対策債発行可能額(〇千円)を含みます。

※臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、特例的に発行できる地方債を示します。

なお、それを発行できる額は、団体ごとに算定されています。

2 連結実質赤字比率

一般会計、特別会計及び病院事業会計の赤字や黒字を合計し、市全体としての赤字の程度を指標化したものです。

連結の赤字が生じることは望ましいことではありません。赤字が生じた場合は、歳出削減や歳入増加策などを講じて、早期に赤字を解消する必要があります。

本市の比率は、次のとおりです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額(〇千円)}}{\text{標準財政規模(53,857,996 千円)}} \\ (\blacktriangle 7.72\%)$$

赤字がないため、比率を表すことはできません。なお、黒字比率は 7.72%です。

早期健全化基準: 16.25% 財政再生基準: 30.00%

3 実質公債費比率

市債の元金及び利子の償還金等と市税等の標準的な歳入を比較して、一般会計の資金繰りの危険度を指標化したものです。

比率が高まるほど、財政の弾力性が低下することから、より多くの歳出削減などが必要になります。本市の比率は、次のとおりです。

$$\begin{array}{l} \text{実質公債費比率} = \frac{\text{(市債の元利償還金} + \text{準元利償還金)} - \text{(特定財源} + \text{元利償還金} \\ \text{及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政} \\ \text{需要額算入額)}} \\ \text{(2.16215\%)} \end{array}$$

7,082,032 千円 — 5,997,828 千円
53,857,996 千円 — 3,713,228 千円

※上記の額は平成 30 年度分ですが、比率は、3箇年の平均値を算出します。

■各年度の比率

H28 年度	2.49190	} 3箇年平均 2.4%
H29 年度	2.62307	
H30 年度	2.16215	

早期健全化基準: 25.0% 財政再生基準: 35.0%

※公債費

市が借り入れた市債の元利償還金をいいます。

※準元利償還金

一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、市債の償還の財源に充てたと認められるものをいいます。

※特定財源

使途が特定されているものをいい、この場合は市債の元利償還金等に充てられるものをいいます。

※基準財政需要額

普通交付税の算定の基礎となるもので、各団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算出した額をいいます。

4 将来負担比率

将来、財政を圧迫する可能性について指標化したもので、市債の現在高や債務負担を含め、現時点で想定される将来の負担を指標化したものです。

この比率が高まるほど、将来において支払う負担額が増え、今後の財政運営が圧迫されることから、より多くの歳出削減などが必要となります。

本市の比率は、次のとおりです。

将来負担比率＝	将来負担額(78,554,548 千円)－充当可能財源等(60,577,613 千円)
(35.8%)	標準財政規模(53,857,996 千円)－元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(3,713,228 千円)
早期健全化基準:350.0% 財政再生基準:なし	

※将来負担額

本市の将来負担額の内訳は、地方債の現在高 52,723,593 千円、債務負担行為に基づく支出予定額 0千円、公営企業債等繰入見込額 13,704,477 千円、退職手当負担見込額 12,126,478 千円となっています。

※充当可能財源等

将来の負担に対して充当が可能と考えられる財源であり、基金 21,460,838 千円、特定歳入（都市計画税や住宅使用料、用地国債先行取得制度に基づく売払収入など） 9,017,326 千円及び基準財政需要額算入見込額 30,099,449 千円のことをいいます。

資金不足比率の概要

公営企業である病院事業会計及び公共下水道事業特別会計について、事業規模に対する資金不足を指標化したものです。

この比率が高まるほど、公営企業の経営が厳しいものとなり、より多くの事業収入の確保が必要となります。

本市の比率は、以下のとおりです。

■病院事業会計

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額(226,259 千円)}}{\text{事業の規模(9,429,221 千円)}} \\ (2.3\%)$$

■公共下水道事業特別会計

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額(0千円)}}{\text{事業の規模(3,481,780 千円)}} \\ (\blacktriangle 11.1\%)$$

不足額がないため、比率を表すことはできません。なお、資金超過比率は 11.1%です。

※経営健全化基準:20.0%

※資金の不足額

病院事業会計においては、流動負債等から流動資産等を差し引いた額であり、公共下水道事業特別会計においては、歳出等から歳入等を差し引いた額になります。

※事業の規模

病院事業会計においては医業収益の額であり、公共下水道事業特別会計においては下水道使用料などに相当する収入額となります。

実質公債費比率の内訳

(単位 千円)			
算 定 の 内 訳	平成30年度	平成29年度	平成28年度
分 子 ①+②)-(③+④)	1,084,204	1,085,407	1,157,523
①元利償還金	5,887,031	6,058,758	6,145,853
②準元利償還金	1,195,001	1,252,466	1,426,581
ア 積立不足額を考慮して算定した額	0	0	0
イ 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還相当額	41,667	41,667	41,667
ウ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,153,334	1,209,882	1,384,787
エ 一部事務組合が借り入れた地方債の償還財源に充てた組合への負担金	0	0	0
オ 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出額	0	0	0
カ 一時借入金の利子	0	917	127
③特定財源	2,284,600	2,335,694	2,226,707
④元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,713,228	3,890,123	4,188,204
分母⑤-④	50,144,768	41,379,279	46,451,358
⑤標準財政規模	53,857,996	45,269,402	50,639,562
④元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,713,228	3,890,123	4,188,204
分 子 ①+②)-(③+④) 実質公債費比率	2.16215%	2.62307%	2.49190%
分 母 ⑤-④			

平成30年度実質公債費比率(3ヶ年平均)	2.4%
----------------------	------

将来負担比率の内訳

(単位 千円)			
算 定 の 内 訳	平成30年度	平成29年度	平成30年度 -平成29年度
分 子 ①-②	17,976,935	20,209,804	△ 2,232,869
①将来負担額	78,554,548	76,077,056	2,477,492
ア 地方債の現在高	52,723,593	48,232,737	4,490,856
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0
ウ 公営企業債等繰入見込額	13,704,477	15,376,253	△ 1,671,776
エ 組合等負担等見込額	0	0	0
オ 退職手当負担見込額	12,126,478	12,468,066	△ 341,588
カ 設立法人の負債等負担見込額	0	0	0
キ 連結実質赤字額	0	0	0
ク 組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
②充当可能財源等	60,577,613	55,867,252	4,710,361
ケ 充当可能基金	21,460,838	15,760,091	5,700,747
コ 充当可能特定歳入	9,017,326	7,820,122	1,197,204
うち都市計画税	7,485,962	7,494,306	△ 8,344
サ 基準財政需要額算入見込額	30,099,449	32,287,039	△ 2,187,590
分 母 ③-④	50,144,768	41,379,279	8,765,489
③標準財政規模	53,857,996	45,269,402	8,588,594
④元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額	3,713,228	3,890,123	△ 176,895
将来負担比率 分 子 ①-② 分 母 ③-④	35.8%	48.8%	▲ 13.0%